

日野町ホームページバナー広告募集要項

この要項は、日野町広告事業実施要綱（平成21年日野町告示第18号）に基づき、日野町ホームページバナー広告募集について必要な事項を定めています。

1. 広告掲載の位置

広告掲載の位置は、町のホームページのトップページで町が指定した位置とします。

2. 掲載枠数

広告掲載の枠数は、10枠とします。

3. 掲載規格

掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は次のとおりとします。

- (1) 縦40ピクセル
- (2) 横160ピクセル
- (3) 8キロバイト以内
- (4) GIFまたはJPEG形式

4. 掲載期間

広告の掲載期間は、1月単位とします。ただし、月の初日を掲載開始日とし、月の末日を掲載終了日とします。なお、広告掲載開始および広告掲載終了日が日曜もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、年度毎に別に定めることとします。

広告掲載期間中に、町の都合により町ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その日数に応じて掲載期間を延長することとします。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日に満たなかった場合は、掲載期間の延長は行わないものとします。

5. 募集方法

広告掲載の募集は、原則として町のホームページで随時行うものとします。

6. 申込方法

広告の掲載を希望する方は、別記の様式第1号を提出してください。

7. 選定

実施要綱第3条の規定に基づき、内容を審査の上、掲載の可否を決定し、別記様式第2号により申込者に通知するものとします。なお、申込者が募集枠数を超えるときは、実施要綱第6条第2項の順位によるものとし、同じ順位に属する複数の申込者がある場合は、抽選により決定するものとします。

広告掲載の決定を受けた申込者は、指定期日までに掲載しようとする広告の原稿を提出するものとします。

8. 掲載料

掲載料は、1枠につき月額7,000円とします。

9. 広告原稿

広告の原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとします。なお、広告原稿は、町ホームページのイメージを損なうことのないよう調整してから掲載するものとします。

広告原稿にイラスト、写真及びロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申込者の負担とします。

日野町ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

滋賀県蒲生郡日野町長

あて

| | |
|-------|--|
| 申込者 | 住 所 _____ 氏 名 _____ _____ ⑩ _____ |
| | T E L _____ |
| | F A X _____ |
| | E-mail : _____ |
| 本件担当者 | 氏 名 _____ 連絡先 _____ |

日野町ホームページバナー広告募集要項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1. 広告主の業種 _____
2. 主な事業内容 _____
3. 広告の内容 _____
4. 掲載希望期間 _____ 年 月 から _____ 年 月までの 月分
5. リンク先アドレス _____
6. 申し込みにおける承諾事項
 - (1) 日野町広告事業実施要綱を遵守します。
 - (2) 町税納付状況を調査することに同意します。
 - (3) 広告の掲載位置を町が決定することに同意します。

年 月 日

様

滋賀県蒲生郡日野町長

印

日野町ホームページバナー広告掲載決定（否決定）通知書

年 月 日付けで申し込みをいただきました、日野町ホームページへの広告掲載につきましては、下記のとおり決定しましたので、日野町ホームページバナー広告募集要項の規定により通知します。

記

1. 決定の区分

掲載決定

掲載否決定（否決定の理由： ）

2. 広告媒体名 バナー広告

3. 広告掲載内容 別添のとおり

4. 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日までの 月分

5. 広告掲載料等

(1) 広告掲載料 金 円（消費税および地方消費税を含む。）

(2) 納付期限 年 月 日

（同封の納入通知書により、指定の金融機関等にて一括納付をお願いします。）

6. 掲載条件 日野町広告事業実施要綱を遵守すること。

7. 広告掲載原稿の提出

(1) 提出方法 電子メールまたは磁気媒体

(2) 提出期限 年 月 日

(3) 提出先

8. その他